

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	予防接種(小児)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和5年12月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種(小児)に関する事務
②事務の概要	<p>藤沢市が住民を対象とする予防接種を適切に行い、公衆衛生と市民の健康を保持するためには、市民の接種に関する正確な情報が整備されていなければならないため、予防接種法及び予防接種法施行令に基づき、次の事務を行っている。</p> <p>(1) 接種対象者への接種勧奨通知の発送 (2) 市外で定期予防接種を接種する市民の予防接種依頼書の作成 (3) 医療機関から送付された予診票に基づき接種履歴を保健所システムへ入力</p> <p>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を実施し、管理するための事務 (2) 定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付</p>
③システムの名称	保健所・保健センター業務情報システム(業務共通システム、予防接種サブシステム)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種者情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 10の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項、16の3の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-0022 藤沢市鵜沼2131番地の1 藤沢市役所 健康医療部 健康づくり課 0466-50-3522

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 1-②事務の概要	<p>藤沢市が住民を対象とする予防接種を適切に行い、公衆衛生と市民の健康を保持するためには、市民の接種に関する正確な情報が整備されていないため、予防接種法及び予防接種法施行令に基づき、次の事務を行っている。</p> <p>(1) 接種対象者への接種勧奨通知の発送 (2) 市外で定期予防接種を接種する市民の予防接種依頼書の作成 (3) 医療機関から送付された予診票に基づき接種履歴を保健所システムへ入力</p> <p>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を実施し、管理するための事務 (2) 定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付 (3) 予防接種を受けた者等から実費を徴収する事務</p>	<p>藤沢市が住民を対象とする予防接種を適切に行い、公衆衛生と市民の健康を保持するためには、市民の接種に関する正確な情報が整備されていないため、予防接種法及び予防接種法施行令に基づき、次の事務を行っている。</p> <p>(1) 接種対象者への接種勧奨通知の発送 (2) 市外で定期予防接種を接種する市民の予防接種依頼書の作成 (3) 医療機関から送付された予診票に基づき接種履歴を保健所システムへ入力</p> <p>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を実施し、管理するための事務 (2) 定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障がいの状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付</p>	事後	子ども健康課では(3)予防接種を受けた者等から実費を徴収する事務に該当する事務を行っていないため削除するものとする。
平成28年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠)17、18、19の項</p>	<p>番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16の2の項 (別表第二における情報照会の根拠)16の2、17、18、19の項</p>	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び予防接種法の改正があったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項、16の3の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項	事前	
平成31年2月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども健康課長 高橋 徹	子ども健康課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月28日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 1.対象者人数、2.取扱者数のいつ時点の計数か	平成25年12月31日時点	令和元年12月31日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和2年3月13日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	
令和3年3月12日	IV リスク対策	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)	事後	
令和3年3月12日	IV リスク対策	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か []	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	事後	
令和3年6月9日	表紙 評価書名	予防接種に関する事務 基礎項目評価書	予防接種(小児)に関する事務 基礎項目評価書	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月9日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	予防接種に関する事務	予防接種(小児)に関する事務	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども青少年部 子ども健康課	健康医療部 健康づくり課	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども健康課長	健康づくり課長	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 5.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒251-0022 藤沢市鵜沼2131番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 子ども健康課 0466-50-3522	〒251-0022 藤沢市鵜沼2131番地の1 藤沢市役所 健康医療部 健康づくり課 0466-50-3522	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項、16の3の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項、16の3の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和5年12月15日	II しきい値判断項目 1.対象者人数、2.取扱者数のいつ時点の計数か	令和1年12月31日時点	令和5年12月1日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施